

高所作業車(10m未満) 特別教育



作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別教育修了者を就かせることが事業者には義務付けられています。(労働安全衛生法第59条第3項/労働安全衛生規則第36条第10号の5/安全衛生特別教育規程第13条)

作業に従事する前に特別教育を必ず受講しましょう

- 講習日時 1日目 10/24(木) 9:30~16:30
2日目 10/25(金) 9:30~16:00
⇒ 計2日間の講習になります

- 講習会場 京都電気会館 2F ホール(京都府電気工事工業協同組合 2F ホール)
京都市南区東九条南河辺町3番地 TEL075-692-1234

- 受講料 組合員 12,000円 組合員外 15,000円(テキスト代込・税込)

受講料は、下記に事前お振込又は、組合までご持参ください。(当日持参可)

【振込先: 京都中央信用金庫十条支店 普通 0824711 京都府電気工事工業(協)】

*組合員様で銀行口座登録済の方は、口座引落も可能です。

- 受講資格 フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 修了者
※お申込みの際に、修了証のコピーを一緒に提出して下さい

- 定員 20名(先着順)

- 申込期間 10/15(火) まで(定員に達し次第締切)
※受講者が10/15時点で5名以下の場合は、中止とさせていただきます。

- お願い 当会館の駐車場は、講習期間中は**駐車禁止**です。受講者は利用できません
(自転車・単車は可能)公共交通機関でお越し下さい。(地下鉄十条駅徒歩4分)

< ご注意 >

締切日以降のキャンセルについては、キャンセル料を貰い受けますので
ご了承ください。※入金頂いてない場合はご請求させていただきます。
【キャンセル料】

10/16~10/22は、受講料の50%、10/23以降は、受講料の100%

裏面の申込欄にご記入の上、お申込み下さい



受講申込書

- ・受講者様の氏名・生年月日をはっきりと記入して下さい。修了証に記載されます。
- ・申込書により修了証の内容が違った場合、再交付の扱いとなり後日お渡しとなります。
- ・事業所名を必ず記入して下さい。
- ・電話番号・FAX 番号は、申込以降の諸連絡に必要です。お間違いの無い様にお願いします。

※ フルハーネス型墜落制止用器具特別教育の修了証のコピーをFAXして下さい。

日程 : 1日目 10月24日(木) 9:30~16:30
2日目 10月25日(金) 9:30~16:00
受講料: 組合員 12,000円 組合員外 15,000円

受講申込欄

【高所作業車（10m未満）特別教育】

※事業所名は必ず記入して下さい。

※受講者のフルネーム・連絡先・生年月日は、お間違いの無いように記入して下さい。

※受講者電話番号は、講習当日に連絡が取れる番号をご記入下さい。

※受付回答、事前案内の為、FAX 番号かメールアドレスのどちらかを必ずご記入下さい。

事業所名				組合員・員外
電話番号		FAX番号		
メールアドレス				
受講者氏名	受講者電話番号	生年月日	受講料	
		S・H 年 月 日	振込・持参・口座引落	
		S・H 年 月 日	振込・持参・口座引落	
		S・H 年 月 日	振込・持参・口座引落	

お申込みはEメール、またはFAXにてお願いします。

・Eメール contact01@kyo-denkyo.or.jp ・FAX 075-692-1233

京都府電気工事工業(協) TEL 075-692-1234